

東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱

平成29年度における東京都立中等教育学校及び東京都立中学校（以下「都立中学校」という。）の入学者決定は、東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和35年東京都教育委員会規則第8号）に基づき、この東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱（以下「実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。ただし、海外帰国・在京外国人生徒の入学者決定については、別に定める。

第1 日程

| 事 項 | 特別 枠 募 集 (実施する都立中学校のみ) | 一 般 枠 募 集 |
|---------|---|---|
| 出 願 受 付 | 平成29年1月11日(水)から1月17日(火)まで 郵送(上記出願受付期間に、都立中学校が指定する郵便局に必着(郵便局留))により受付 ただし、立川国際中等教育学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集と同校の一般枠募集の両方に出願する志願者の一般枠募集の出願受付については、別に定める。 | |
| 検 査 | 平成29年2月1日(水) | 平成29年2月3日(金) |
| 発 表 | 平成29年2月2日(木) 午前9時 校内に掲示及び都立中学校のホームページに掲載 | 平成29年2月9日(木) 午前9時 校内に掲示及び都立中学校のホームページに掲載 |
| 入 学 手 続 | 平成29年2月2日(木) 午前9時から午後1時まで | 平成29年2月9日(木) 午前9時から午後3時まで 平成29年2月10日(金) 午前9時から正午まで |

第2 募集人員

「平成29年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

第3 応募資格

第3-1 都立中学校に入学を志願することのできる者は、次の表①欄の(1)から(4)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(1)、(2)のどちらかに該当する者とする。

| |
|---|
| ① |
| (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を平成29年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者 |
| (2) 平成29年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した外国人 |
| (3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を平成29年3月に修了する見込みの者 |
| (4) 平成29年3月31日までに、外国に所在する学校（現地校）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した者 |

②

- (1) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、実施要綱において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者又は、都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は具申書(様式12)の提出が必要。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設又は、オに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要
- ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖母、兄姉等（以下「おじ等」という。）と同居している者
- イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者
- ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者
- エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者
- オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者
- なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）又は平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）において、当該震災の発生日現在、当該震災による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「震災に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。
- また、震災に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書(様式12)を都立中学校に提出すること。

(2) 第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

第3-2 応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、都立中学校の校長（以下「都立中学校長」という。）に委任する。

- (1) 保護者と共に都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者
- (2) 前記第3-1②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者と共に入学日までに都内に転入することが確実な者
- (3) 前記第3-1①欄(3)又は(4)に該当する者のうち、保護者と共に入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、保護者については以下の場合も含む。
- ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国すればよい。
- イ 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。
- (4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居するこ

とが確実な者（保護者と共に転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、島しょからの転居に関する申立書(様式13)を提出することにより、応募資格の審査に代える。

(5) 前記第3-1①欄(2)に該当する者

(6) 前記第3-1②欄なお書に該当する者は、転居に関する申立書(様式応3)及び転居を証明する書類(身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書(様式任意)及び身元引受人の住民票記載事項証明書(様式応2))並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該震災の発生日現在、当該震災による災害救助法適用地域に住所を有していたことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4 出願

第4-1 出願方法

(1) 都立中学校を志願する者は、1校に限り出願することができる。

なお、都立中学校を志願する者は、千代田区立九段中等教育学校への出願はできない。

(2) 志願者は、志願する都立中学校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付期間に必着するよう、都立中学校が指定する郵便局に郵送(郵便局留)により提出する。ただし、立川国際中等教育学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集と同校の一般枠募集の両方に出願する志願者の一般枠募集の出願方法は、別に定める方法による。

第4-2 出願手続

第4-2-1 小学校長の手続

(1) 入学願書(「特別枠募集」(様式1)、「一般枠募集」(様式2))

小学校長は、在学している児童について、入学願書に記載されている事項及び貼り付けてある写真が本人のものであること並びに志願しようとする都立中学校への応募資格があることを確認し、所定の位置に小学校長の公印を押す。ただし、都外の小学校の場合は、小学校長の公印の押印は必要ない。

(2) 報告書(様式3)(「特別枠募集」、「一般枠募集」共通様式)

ア 作成方法 実施要綱第11に定める方法により作成する。

イ 提出方法 都立中学校長宛ての親展扱いとする。

ウ 提出部数 1部

エ 小学校長は、やむを得ない理由のため報告書の一部が記入できない場合は、「学籍の記録」等記入できる欄について記入し、実施要綱第11-1(3)ア、イ又はウに定めるところにより作成した理由書(様式任意)等を提出する。

第4-2-2 志願者の手続

志願者は、同一校に限り、特別枠募集及び一般枠募集の両方に出願できる。ただし、特別枠募集の合格者となった者は、一般枠募集を受検できない。

志願者は、次の書類等を志願する都立中学校長宛てに、都立中学校が指定する郵便局に郵送(郵便局留)により提出する。ただし、次の(1)オについては破損等のないように、適切な措置を講じること。

なお、同一校の特別枠募集と一般枠募集の両方に出願する場合は、報告書(理由書(様式任意)等を含む。)及び応募資格審査関係書類はそれぞれ1通でよいが、その他の出願書類及び入学考査料は特別枠募集と一般枠募集の募集区分ごとに必要である。

(1) 特別枠募集

ア 入学願書(「特別枠募集」(様式1))

イ 報告書(様式3)

ウ 志願理由書(参考様式1)

エ 活動実績報告書(参考様式2)

オ 卓越した能力を証明する書類等

カ 応募資格審査関係書類(実施要綱第3-2に該当する者のみ)

キ 入学考査料 2, 200円 (所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。)

ク その他、志願先の都立中学校長が定めた書類等

(2) 一般枠募集

ア 入学願書 (「一般枠募集」(様式2))

イ 報告書(様式3)

ウ 応募資格審査関係書類 (実施要綱第3-2に該当する者のみ)

エ 入学考査料 2, 200円 (所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。)

オ その他、志願先の都立中学校長が定めた書類等

第4-3 受検票の交付

志願者の入学願書等を受け付けた都立中学校長は、特別枠募集又は一般枠募集の受検票を志願者宛てに郵送により交付する。

第4-4 応募状況の発表

応募人員は、平成29年1月20日(金)午前11時に発表する。

発表は、当該都立中学校の特別枠募集、一般枠募集別とし、各都立中学校の校内の掲示及びホームページへの掲載により行う。

第5 検査等の実施及び採点

第5-1 検査内容

各校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第5-2 検査等の方法

(1) 特別枠募集

入学者決定に際して、特別枠募集を実施する都立中学校長は、小学校長から提出された報告書と面接、作文、実技検査のいずれかをと適切に組み合わせて実施する。

なお、報告書等の扱いについては、当該都立中学校長が適切に定める。

(2) 一般枠募集

入学者決定に際して、各都立中学校長は、小学校長から提出された報告書と面接、作文、適性検査(共同作成問題及び各校独自問題)、実技検査のいずれかをと適切に組み合わせて実施する。

なお、報告書等の扱いについては、当該都立中学校長が適切に定める。

第5-3 検査時間

児童にとって過度の負担とならないよう、各都立中学校長が適切に定める。

第5-4 問題作成

(1) 出題の基本方針

ア 小学校の教育課程に基づく日常の学習活動の成果や中高一貫教育校において学ぶ意欲、適性を検査することを基本とする。

イ 出題の内容は、教科横断的な力や課題発見・解決能力などをみるものとする。

ウ 出題に当たっては、各校の特色や育てたい生徒の姿に照らし、6年間の学習活動への適応力や創造力等をみるようにする。

(2) 検査問題は、全ての都立中学校で構成する検査問題共同作成委員会が共同作成問題を作成し、各都立中学校が設置する検査問題作成委員会が各校独自問題を作成する。

(3) 検査問題共同作成委員会の委員長は、都立中等教育学校長から東京都教育委員会が指名する。また、検査問題作成委員会の委員長は、当該都立中学校長とする。

(4) 検査問題共同作成委員会及び検査問題作成委員会の委員は、各都立中学校長が命ずる。

第5-5 採点

- (1) 各都立中学校に、検査等の採点を行う採点委員会を置く。
- (2) 採点委員会の委員長（以下「採点委員長」という。）は、当該都立中学校長とする。
- (3) 採点委員会の委員（以下「採点委員」という。）は、当該都立中学校の副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭及び日勤講師（非常勤教員）のうちから当該都立中学校長が命ずる。
- (4) 採点委員長は、採点委員を指揮監督し、採点についての責任を負う。
- (5) 採点委員長は、各検査等に対し、採点委員のうちから採点責任者を命ずる。

第6 入学者を決定するための手続等

都立中学校長は、各校の特色や育てたい生徒の姿に基づいて、あらかじめ定めた方法により入学者を決定する。

第6-1 入学者の決定の基本方針

都立中学校長は、特別枠募集及び一般枠募集ともに、小学校長から提出された報告書及び検査等の結果（以下「総合成績」という。）により入学者の決定を行う。

第6-2 選考

- (1) 各都立中学校に、入学者の決定に関する事務を行う選考委員会を置く。
- (2) 選考委員会の委員長は、当該都立中学校長とする。
- (3) 選考委員会の委員は、当該都立中学校長が命ずる。

第6-3 合格候補者の決定

都立中学校長は、次の(1)及び(2)により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

(1) 特別枠募集

ア 当該都立中学校の特別枠募集における募集人員に相当する人員まで、その都立中学校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを特別枠募集における合格候補者とする。

イ 当該都立中学校の特別枠募集における合格候補者の人員は、その都立中学校の特別枠募集における募集人員を超えてはならない。ただし、特別枠募集における応募基準を区分により分ける場合は、特別枠募集における募集人員を超えない範囲で、区分ごとの募集人員について幅をもたせて合格候補者を決定することができる。

ウ 特別枠募集における入学者の決定においては、当該都立中学校があらかじめ定めた基準に受験者の総合成績が達しないなどの理由から、合格候補者の人員が募集人員に満たない場合もある。

(2) 一般枠募集

ア 特別枠募集を実施する都立中学校は、当該都立中学校の男女別の募集人員から特別枠募集における入学手続人員を男女別に減じた人員を、その都立中学校の一般枠募集における男女別の募集人員とする。

イ 各都立中学校の一般枠募集における男女別の募集人員に相当する人員まで、その都立中学校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを一般枠募集における男女別の合格候補者とする。

ウ 上記イにおいて、男子（女子）が充足しないときは、一般枠募集の合格候補者となっていない女子（男子）から充足する。

エ 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、一般枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、男女合同の総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。

第6-4 合格者等の決定

都立中学校長は、選考委員会の資料により特別枠募集の合格者、一般枠募集の合格者及び繰上げ

合格候補者を決定する。

第7 合格者等の発表

合格者の発表は、各都立中学校の校内の掲示及びホームページへの掲載により行う。

特別枠募集の合格者には特別枠募集合格通知書(様式4)を、一般枠募集の合格者には一般枠募集合格通知書(様式5)を交付する。

一般枠募集の繰上げ合格候補者には繰上げ合格候補者通知書(様式6)を郵送により交付する。

第8 入学手続(入学意思確認書の提出)

特別枠募集の合格者及び一般枠募集の合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書(様式9)を提出し、入学手続を行う。

入学手続期間内に入学意思確認書(様式9)を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。

都立中学校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書(様式10)を交付する。

第9 繰上げ合格者の決定

一般枠募集の入学手続人員が募集人員に達しない場合、当該都立中学校長は、繰上げ合格候補者の入学意思を順位に従って電話等により速やかに確認し、入学の意思のある者を繰上げ合格者として決定し、繰上げ合格通知書(様式7)を交付する。

繰上げ合格通知書(様式7)の交付を受けた者は、指定された手続期間内に入学意思確認書(様式9)を提出し、入学手続を行う。

指定された手続期間内に入学意思確認書(様式9)を提出しない者は、繰上げ合格を放棄したものとみなす。

都立中学校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書(様式10)を交付する。

なお、当該都立中学校長は、2月末日を目途として期限を定め、募集人員を充足するために、繰上げ合格候補者に対する入学意思の確認を行う。当該都立中学校長は、募集人員を充足した後、繰上げ合格者とならなかった繰上げ合格候補者に対して、入学者決定事務終了通知書(様式8)により入学者決定事務の終了を通知する。

第10 入学辞退届の提出

入学許可予定者のうち、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退する者は、入学辞退届(様式11)を当該都立中学校長に速やかに提出する。

第11 報告書

第11-1 作成

- (1) 小学校卒業見込者について、志願者が在学している小学校の教職員が記載者となる。
- (2) 記載者以外の複数の教職員が小学校児童指導要録等と照合し、確認する。
- (3) 小学校長は、次のア、イ又はウの場合、報告書の一部を作成しないことができる。

ア 平成27年4月1日以降帰国し、現地校から編入学した者については、報告書の所定の欄のうち記入できる事項についてのみ記入する。各教科の学習の記録欄への記入又は現地校の成績資料の写しの添付が不可能な場合は、その旨を明らかにした理由書(様式任意)を提出する。

イ 小学校の、全ての教科を特別な教育課程により実施している特別支援学級(固定)在籍者については、報告書の所定の欄のうち記入できる事項のみ記入し、記入できない欄については斜線を引く。この場合、不足する記録に関わる資料の写しを提出する。

ウ 出席日数が少ないため、参考にてできる資料等を活用しても観点別学習状況の評価を行うこと

ができない場合、また、評定を行うことができない教科がある場合、報告書の所定の欄のうち記入できる事項についてのみ記入する。

この場合、小学校長はその旨を明らかにした理由書（様式任意）を提出する。

(4) 当該小学校長は上記(1)から(3)までを確認の後、公印を押し内容を証明する。

第11-2 記載事項

報告書には、次の(1)から(8)までの事項を記載する。

(1) 学籍の記録 (2) 各教科の学習の記録 (3) 総合的な学習の時間の記録

(4) 外国語活動の記録 (5) 特別活動の記録 (6) 行動の記録 (7) 出欠の記録 (8) 総合所見

第11-3 作成方法

報告書は所定の用紙(様式3)により作成する。

報告書の作成に当たっては、原則として小学校児童指導要録の記入方法に従うものとする。

報告書の各欄の記載については、次の(1)から(8)までのとおりとする。

なお、第5学年については、小学校児童指導要録に基づいて記載し、第6学年については、第一学期及び第二学期の評価等を十分参考にして平成28年12月31日現在における児童の評価等を記載する。記載後、記載者の私印及び当該小学校長の公印を押し。

(1) 学籍の記録

ア 児童氏名、性別、生年月日及び卒業見込年月を記入する。

イ 小学校に転入学又は編入学した志願者については、転入学等の欄に転入学等の年月及び前在籍校名を記入する。

(2) 各教科の学習の記録

ア 観点別学習状況

小学校学習指導要領(平成20年文部科学省告示第27号)に示された各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、A、B、Cの記号により記入する。この場合、「十分満足できる状況と判断されるもの」をA、「おおむね満足できる状況と判断されるもの」をB、「努力を要する状況と判断されるもの」をCとする。

イ 評定

各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領に示された各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、3、2、1の3段階で記入する。この場合、「十分満足できる状況と判断されるもの」を3、「おおむね満足できる状況と判断されるもの」を2、「努力を要する状況と判断されるもの」を1とする。

(3) 総合的な学習の時間の記録

小学校学習指導要領に示された目標に基づき、この時間に行った学習活動及び各学校が定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点について、児童の学習状況の特徴的な事項を記入するなど、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

(4) 外国語活動の記録

小学校学習指導要領に示された目標に基づき、設置者及び小学校が定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点に照らして児童の学習状況の特徴や児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

(5) 特別活動の記録

特別活動における児童の活動について、内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

(6) 行動の記録

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる児童の行動について、項目ごとにその学年別の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

(7) 出欠の記録

以下の事項を記入する。

ア 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

イ 欠席日数

出席しなければならない日数のうち、病気又はその他の事故で児童が欠席した日数の合計を記入する。

※ 出席停止・忌引等の日数

以下の(ア)から(エ)までのような日数をいう。

(ア) 学校教育法第35条第1項及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

(イ) 学校保健安全法第20条により、学年の中の一部が臨時休業を行った場合の日数

(ウ) 忌引日数

(エ) 非常変災等児童若しくは保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(8) 総合所見

児童の成長の状況を総合的に捉えるため、以下のような事項などを記入する。

ア 各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見

イ 特別活動に関する事実及び所見

ウ 行動に関する所見

エ 児童の特徴や特技、学校内外におけるボランティア活動等社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動に関する所見

オ 児童の成長の状況に関わる総合的な所見

第12 本人得点の開示

第12-1 受検者等の手続

受検者又は受検者の保護者（以下「受検者等」という。）は、適性検査等の本人得点の開示請求書（様式は各都立中学校長が定める。以下「開示請求書」という。）により、受検した都立中学校長に対して適性検査等における本人得点の開示を請求することができる。その際、受検票や身分証明書など、本人確認できるものを提示すること。

受検者等は、請求時に示された交付日以降に、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、検査得点表（様式14）を受領する。

第12-2 都立中学校長の手続

受検者等から都立中学校長に適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、当該都立中学校長は受検者等であることを受検票や身分証明書などで確実に確認の上、開示請求書により請求を受け付ける。

適性検査等の本人得点の開示に当たり、当該都立中学校長は、受付時に受検者等に示した交付日以降に、受検者等であることを受検票や身分証明書などで確認の上、当該受検者の検査得点表（様式14）を個別に交付する。

なお、開示請求書は当該募集における合格発表日以後に受け付けることとし、検査得点表（様式14）の交付日については当該都立中学校長が定める。

第13 特別措置

(1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等実施上の特別措置（面接、作文、実技検査における特別措置を含む。）を希望する者は、小学校長を経由して、平成28年12月22日（木）ま

でに、特別措置申請書(様式15)により、志願する都立中学校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の実検者と同一とする。ただし、通常の実検方法では実検が困難と認められる者については、実検問題等の程度を変えない範囲で、実検方法、実検時間及び実検会場について適切な措置を講ずる。

特別措置申請を受け付けた都立中学校長は、特別措置申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当に報告し、協議すること。

- (2) 事故や病気等により、通常の実検等の方法で実検することが困難な実検者で、実検実地上の特別措置を希望する者は、小学校長を経由して、状況発生後直ちに特別措置申請書(様式15)により、志願する都立中学校長に申請する。

適性検査等の実施は通常の実検者と同一とする。ただし、通常の実検方法では実検が困難と認められる者については、実検問題等の程度を変えない範囲で、実検方法、実検時間及び実検会場について適切な措置を講ずる。

なお、小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の感染症に罹患した者は、実検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、実検を認める。その際、特別措置申請書(様式15)により別室による実検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。

- (3) 特別措置申請後、志願を取りやめる場合は、申請者は速やかに小学校長を経由して、申請先の都立中学校長に志願の取りやめの連絡をする。

第14 その他

実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱

平成29年度における海外帰国・在京外国人生徒の入学者決定は、東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和35年東京都教育委員会規則第8号）に基づき、この海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱（以下「本実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。

なお、本実施要綱でいう海外帰国・在京外国人生徒対象の入学者決定を実施する都立中学校は、立川国際中等教育学校のみである。

第1 日程

| 事 項 | 海外帰国・在京外国人生徒枠募集 |
|---------|---|
| 出 願 受 付 | 平成29年1月 9日(月) 午前9時から午後3時まで 平成29年1月10日(火) 午前9時から正午まで 立川国際中等教育学校への持参により受付 |
| 検 査 | 平成29年1月25日(水) |
| 発 表 | 平成29年2月1日(水) 午前9時 立川国際中等教育学校内に掲示及び同校ホームページに掲載 |
| 入 学 手 続 | 平成29年2月1日(水) 午前9時から午後1時まで |

第2 募集人員

「平成29年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

第3 応募資格

第3-1 立川国際中等教育学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集に入学を志願することのできる者は、以下のとおりとする。

- (1) 日本国籍を有する者は、次の表①欄の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(ア)、(イ)のどちらかに該当し、さらに③欄中の(ア)、(イ)のどちらかに該当する者とする。

| |
|---|
| ① |
| (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を平成29年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者 |
| (イ) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を平成29年3月に修了する見込みの者 |
| (ウ) 平成29年3月31日までに、外国に所在する学校(以下「現地校」という。)において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した者 |
| ② |
| (ア) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でない場合は後見人をいう。以下、本実施要綱において同じ。）に伴って海外に連続して2年以上在住している者（連続した2 |

箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。)

- (イ) 保護者に伴って海外に連続して2年以上在在した者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者も含む。）で、入学日現在帰国後原則として2年以内の者

③

- (ア) 保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、あるいは、都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者
なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）又は平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）において、当該震災の発生日現在、当該震災による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「震災に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。

また、震災に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書(様式12)を立川国際中等教育学校に提出すること。

- (イ) 第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

- (2) 外国籍を有する者は、次の表①欄の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(ア)、(イ)のどちらかに該当する者とする。

①

- (ア) 小学校を平成29年3月に卒業する見込みの者で、入国後の在日期间が入学日現在原則として2年以内の者

- (イ) 平成29年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した者

- (ウ) 平成29年3月31日までに、現地校において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した者

②

- (ア) 保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、あるいは、都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者
なお、震災に伴う被災者で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。

また、震災に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校長は具申書(様式12)を立川国際中等教育学校に提出すること。

- (イ) 第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

第3-2 応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、立川国際中等教育学校の校長（以下「立川国際中等教育学校長」という。）に委任する。

- (1) 保護者と共に都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者
- (2) 前記第3-1(1)③欄及び(2)②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者と共に入学日までに都内に転入することが確実な者
- (3) 前記第3-1(1)①欄(イ)及び(ウ)並びに第3-1(2)①欄(ウ)に該当する者のうち、保護者と共に入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、保護者については以下の場合も含む。
ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国すればよい。
イ 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。
- (4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者と共に転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、島しょからの転居に関する申立書(様式13)を提出することにより、応募資格の審査に代える。
- (5) 前記第3-1(2)①欄(イ)に該当する者
- (6) 前記第3-1(1)③欄(ア)なお書及び第3-1(2)②欄(ア)なお書に該当する者は、転居に関する申立書(様式応3)及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書(様式任意)及び身元引受人の住民票記載事項証明書(様式応2)）並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該震災の発生日現在、当該震災による災害救助法適用地域に住所を有していたことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4 出願

第4-1 出願方法

- (1) 立川国際中等教育学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集を志願する者は、他の都立中学校及び千代田区立九段中等教育学校への出願はできない。
- (2) 志願者は、立川国際中等教育学校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付日に持参により提出する。

なお、郵送による出願は受け付けない。

第4-2 出願手続

第4-2-1 小学校長の手続

平成29年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱（以下「都立中学校の実施要綱」という。）第4-2-1の規定を準用する。

第4-2-2 志願者の手続

志願者は、立川国際中等教育学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方に出願できる。ただし、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者となった者は、一般枠募集を受検できない。

志願者は、次の書類等を立川国際中等教育学校長宛てに、持参により提出する。

なお、立川国際中等教育学校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方に出願する場合も持参により提出する。その際、報告書（理由書（様式任意）等を含む。）及び応募資格審査関係書類はそれぞれ1通でよいが、その他の出願書類及び入学考査料は海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の募集区分ごとに必要である。

- (1) 出願に要する書類

ア 入学願書（学校所定の様式）

イ 海外における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込み又は修了したことが分かるもの）

なお、小学校に在学している者は報告書(様式3)を提出する。

ウ 応募資格審査関係書類（本実施要綱第3-2に該当する者のみ）

エ 住民票記載事項証明書(様式応2)又は外国籍を有していることを証明する公的機関発行の書類（外国籍を有する者のみ）

オ 入国後の在日期间が入学日現在2年以内であることを証明する公的機関発行の書類（本実施要綱第3-1(2)①(ア)に該当する者のみ）

カ 入学考査料 2,200円（所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。）

キ その他、立川国際中等教育学校長が定めた書類等

第4-3 受検票の交付

志願者の入学願書等を受け付けた立川国際中等教育学校長は、海外帰国・在京外国人生徒募集の受検票を出願受付時に直接交付する。

第4-4 応募状況の発表

応募人員は、平成29年1月11日(水)午前9時に発表する。

発表は、立川国際中等教育学校の校内の掲示及びホームページへの掲載により行う。

第5 検査等の実施及び採点

第5-1 検査内容

立川国際中等教育学校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第5-2 検査等の方法

入学者決定に際して、立川国際中等教育学校長は、海外における最終学校の成績証明書等と面接、作文、実技検査のいずれかをと適切に組み合わせて実施する。

なお、成績証明書等の扱いについては、立川国際中等教育学校長が適切に定める。

第5-3 検査時間

児童にとって過度の負担とならないよう、立川国際中等教育学校長が適切に定める。

第5-4 問題作成

(1) 出題の基本方針

ア 小学校の教育課程に基づく日常の学習活動の成果や中高一貫教育校において学ぶ意欲、適性を検査することを基本とする。

イ 出題の内容は、教科横断的な力や課題発見・解決能力などをみるものとする。

ウ 出題に当たっては、立川国際中等教育学校の特色や育てたい生徒の姿に照らし、6年間の学習活動への適応力や創造力等をみることができるようにする。

エ 作文については、別に定める。

(2) 検査問題は、立川国際中等教育学校が設置する検査問題作成委員会が作成する。

(3) 検査問題作成委員会の委員長は、立川国際中等教育学校長とする。

(4) 検査問題作成委員会の委員は、立川国際中等教育学校長が命ずる。

第5-5 採点

都立中学校の実施要綱第5-5の規定を準用する。

第6 入学者を決定するための手続等

都立中学校の実施要綱第6-1、第6-2及び第6-4の規定を準用する。

なお、立川国際中等教育学校長は、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たり、同順位

が出ないようにするとともに、次により合格候補者を適切に決定する。

- (1) 海外帰国・在京外国人生徒枠募集における募集人員に相当する人員まで、立川国際中等教育学校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを海外帰国・在京外国人生徒枠募集における合格候補者とする。
- (2) 海外帰国・在京外国人生徒枠募集における合格候補者の人員は、海外帰国・在京外国人生徒枠募集における募集人員を超えてはならない。
- (3) 募集人員に対して過不足のないように入学者を決定するため、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格候補者となっていない者のうちから、総合成績の順により、一定数の者を繰上げ合格候補者とする。

第7 合格者等の発表

都立中学校の実施要綱第7の規定を準用する。

なお、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者には海外帰国・在京外国人生徒枠募集合格通知書（学校所定の様式）を交付する。

第8 入学手続（入学意思確認書の提出）

都立中学校の実施要綱第8の規定を準用する。

第9 繰上げ合格者の決定

都立中学校の実施要綱第9の規定を準用する。ただし、繰上げ合格者の決定に要する書類は、学校所定の様式とする。

第10 入学辞退届の提出

都立中学校の実施要綱第10の規定を準用する。

第11 報告書

都立中学校の実施要綱第11の規定を準用する。

第12 本人得点の開示

都立中学校の実施要綱第12の規定を準用する。

第13 特別措置

都立中学校の実施要綱第13の規定を準用する。

第14 その他

本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。